

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るとともに、市の新たな財源を確保することを目的として、市の資産を有効活用し、民間企業等の広告を掲載し、又は掲出すること(以下「広告掲載」という。)に関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告掲載が可能な市の資産は、次の各号に掲げるもののうち、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 市が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 市の財産
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広告媒体として活用できると認められるもの

(広告掲載の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 政治性のあるもの
 - (4) 宗教性のあるもの
 - (5) 社会問題についての主義主張に関するもの
 - (6) 個人又は法人の名刺広告
 - (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
 - (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - (9) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告の規制業種、内容その他広告掲載に関する基準については、別に定める。

(広告掲載の募集等)

第4条 広告掲載の募集は、公募により行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 広告の掲載場所、規格、掲載料、募集方法その他広告掲載の募集に関し必要な事項は、資産を所有する課(室等これに相当する組織を含む。以下「所管課」という。)において定める。

(広告掲載の申込み等)

第5条 広告掲載をしようとする者は、あらかじめ市長に広告掲載の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の広告掲載の申込みがあったときは、承認の可否を決定し、当該申込みを行った者に決定の内容を通知しなければならない。

(広告料の納付)

第6条 広告の掲載料(以下「広告料」という。)は、あらかじめ指定する期日までに納付しなければならない。

(広告掲載者の責務)

第7条 第5条第2項の規定により広告掲載の承認を受けた者(以下「広告掲載者」という。)は、掲載された広告の内容に関する一切の責任を負わなければならない。

(広告掲載の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取消することができる。この場合において、広告掲載者に損害が生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

- (1) 第6条の規定に違反したとき。
- (2) その他広告掲載が適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、広告掲載を取消すときは、速やかにその旨を広告掲載者に通知しなければならない。

(広告料の還付)

第9条 既納の広告料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(津山市広告審査会の設置)

第10条 広告掲載の適否等について審査するため、津山市広告審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査会の組織)

第11条 審査会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、財政部長をもって充て、審査会を代表し、会務を総理する。

3 委員は、行財政改革推進室長、秘書広報室長、人権啓発課長、財政課長、環境生活課長、産業政策課長及び管理課長をもって充てる。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議等)

第12条 審査会の会議は、会長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 会長は、広告を掲載する所管課の長を審査会に出席させ、その説明又は意見を求めるものとする。
- 3 会長は、必要に応じて審査会の会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 4 審査会の庶務は、財政部財政課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年3月31日告示第198号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年5月1日告示第30号)

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

付 則 (平成22年7月20日告示第75号)

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。